

## 議案第40号

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年木津川市条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年8月31日提出

木津川市長 谷口 雄一

### 提案理由

「放課後児童健全育成事業の実施について（令和5年4月12日付けこ成環第5号  
こども家庭庁成育局長通知）」が発出され、「放課後児童健全育成事業実施要綱」に  
おける放課後児童支援員の資格要件が一部変更されたことに伴い、所要の改正を行う  
ものです。



木津川市条例第 号

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例（案）

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年木津川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 1・2 （略） （職員に関する経過措置） 3 <u>当分の間</u> 、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（ <u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。</u> ）」とする。 4 （略）	附 則 1・2 （略） （職員に関する経過措置） 3 <u>施行日から平成32年3月31日まで</u> の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（ <u>平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。</u> ）」とする。 4 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第40号 木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
担 当 課	学校教育課 学務係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	放課後児童健全育成事業について、事業の内容について定める通知が改正され、こども家庭庁の通知により放課後児童支援員資格取得に必要な「認定資格研修」の要件が2年以内に研修を修了することを予定している者までを含む緩和措置が図られることとなったことから、市の条例を改正するものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業の所管が厚生労働省からこども家庭庁へ移管（4月1日）</li> <li>・放課後児童健全育成事業実施要綱（「放課後児童健全育成事業」の実施について）（令和5年4月12日付けこ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）別紙）により、放課後児童支援員の要件の一部変更通知（4月12日）</li> <li>・課内で協議・検討を行い、改正案を決定</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	1 ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり
	政策分野	1 子育て 2 教育
	施 策	①子育て支援 ア. 子ども・子育て支援事業の推進 ③子どもの健全育成 ア. 子どもの健全育成に向けた地域・学校での取組みの充実
概算事業費 (単位：千円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度（令和5年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（    年度）  329,509千円 放課後児童健全育成事業費 8,735千円 児童クラブ運営事業費	
将来にわたる効果及び経費の状況	任用当初の資格要件の緩和により、職員の確保や働き方の改善が期待できます。	

